

平成 27 年 1 月 6 日

各 位

不動産投資信託証券発行者
ケネディクス商業リート投資法人
代表者名 執行役員 浅野 晃弘
(コード番号 3453)

資産運用会社
ケネディクス不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 本間 良輔
問合せ先
商業リート本部 企画部長 野畑 光一郎
TEL: 03-5623-3868

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

ケネディクス商業リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成27年1月6日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資口(以下「本投資口」といいます。)を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に上場するにあたって実施する新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 募集投資口数 | 254,250口 |
| (2) 払込金額
(発行価額) | 未定
平成27年2月2日(月)(以下「発行価格等決定日」という。)に開催する本投資法人役員会において決定する。 |
| (3) 払込金額
(発行価額)の総額 | 未定 |
| (4) 発行価格
(募集価格) | 未定
発行価格(募集価格)は、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」第1210条に規定するブック・ビルディング方式(投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 発行価格
(募集価格)の総額 | 未定 |
| (6) 募集方法 | 国内及び海外における同時募集(下記「2. 投資口売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しと併せて以下「グローバル・オフリング」といい、ジョイント・グローバル・コーディネーターはS M B C日興証券株式会社、野村證券株式会社及びU B S証券株式会社(以下「ジョイント・グローバル・コ |

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

ーディネーター」と総称する。)とする。)

国内一般募集

国内における一般募集(以下「国内一般募集」という。)とし、S M B C日興証券株式会社、野村証券株式会社、大和証券株式会社及びU B S証券株式会社(以下「国内共同主幹事会社」という。)並びに三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社及びマネックス証券株式会社(以下、国内共同主幹事会社と併せて「国内における引受人」と総称する。)に国内一般募集分の全投資口を買取引受けさせる。

海外募集

米国及び欧州を中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集(以下「海外募集」といい、国内一般募集と併せて「本募集」という。)とし、ユービーエス・エイ・ジー・ロンドン支店(UBS AG, London Branch)、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー(Nomura International plc)及び英国S M B C日興キャピタル・マーケット会社(SMBC Nikko Capital Markets Limited)を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社(以下、国内における引受人と併せて「引受人」と総称する。)に海外募集分の全投資口を総額個別買取受けさせる。

本募集の総発行投資口数は254,250口であり、国内一般募集における発行投資口数は177,750口を目処とし、海外募集における発行投資口数は76,500口を目処として募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

- | | | |
|------|---|--|
| (7) | 引受契約の内容 | 引受人は、下記(11)に記載の払込期日に本募集における払込金額(発行価額)の総額と同額を本投資法人に払込み、発行価格(募集価格)の総額と払込金額(発行価額)の総額との差額は、引受人の手取金とする。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。 |
| (8) | 需要の申告期間
(ブック・ビルディング期間) | 平成27年1月26日(月)から平成27年1月30日(金)まで |
| (9) | 申 込 単 位 | 1口以上1口単位 |
| (10) | 申 込 期 間
(国内一般募集) | 平成27年2月3日(火)から平成27年2月6日(金)まで |
| (11) | 払 込 期 日 | 平成27年2月9日(月) |
| (12) | 受 渡 期 日 | 平成27年2月10日(火) |
| (13) | 払込金額(発行価額)、発行価格(募集価格)、その他この公募による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。 | |
| (14) | 上記各号のうち国内一般募集に係る事項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売 出 投 資 口 数 5,750口
上記売出投資口数は、国内一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集とは別に、国内一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの投資口数の上限を示したものである。上記売出投資口数は、国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出投資口数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。
- (2) 売 出 人 S M B C日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定
発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は、国内一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 価 額 の 総 額 未定
- (5) 売 出 方 法 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、国内一般募集とは別に、国内一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社がケネディクス株式会社から5,750口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」という。）の日本国内における売出しを行う。ただし、かかる貸借は、下記「<ご参考>5.配分先の指定」に記載のとおり、本投資口5,000口がケネディクス株式会社に販売されることを条件とする。
- (6) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (7) 申 込 期 間 平成27年2月3日（火）から平成27年2月6日（金）まで
- (8) 受 渡 期 日 平成27年2月10日（火）
- (9) 売出価格、その他この投資口売出しに必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新投資口発行

- (1) 募 集 投 資 口 数 5,750口
- (2) 払 込 金 額 未定
（ 発 行 価 額 ） 発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。なお、払込金額（発行価額）は、国内一般募集における払込金額（発行価額）と同一とする。
- (3) 払 込 金 額 未定
（ 発 行 価 額 ） の 総 額
- (4) 割 当 先 S M B C日興証券株式会社
- (5) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (6) 申 込 期 間 平成27年3月10日（火）
（ 申 込 期 日 ）
- (7) 払 込 期 日 平成27年3月11日（水）
- (8) 上記（6）に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (9) 払込金額（発行価額）、その他この第三者割当による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。

<ご参考>

1. 本投資口は東京証券取引所に平成27年2月10日（火）に上場する予定です。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

国内一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集とは別に、国内一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社からケネディクス株式会社から5,750口を上限として借り入れる本投資口（ただし、かかる貸借は、国内一般募集の対象となる本投資口のうち、5,000口がケネディクス株式会社に販売されることを条件とします。）の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は、5,750口を予定していますが、当該売出投資口数は上限の売出投資口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社に借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるために、本投資法人は、平成27年1月6日（火）開催の本投資法人役員会において、S M B C日興証券株式会社を割当先とする本投資口5,750口の第三者割当による新投資口発行（以下「本第三者割当」といいます。）を、平成27年3月11日（水）を払込期日として行うことを決議しています。

また、S M B C日興証券株式会社は、平成27年2月10日（火）から平成27年3月6日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。S M B C日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、S M B C日興証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引によって買い付けた口数を減じた口数について、本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行投資口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行投資口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、シンジケートカバー取引に関して、S M B C日興証券株式会社は野村證券株式会社、大和証券株式会社及びU B S証券株式会社と協議の上、これを行います。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口数	750口	
本募集に係る新投資口発行による増加投資口数	254,250口	
本募集に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	255,000口	
本第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数	5,750口	(注)
本第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	260,750口	(注)

(注) 本第三者割当の募集投資口数の全口数に対しS M B C日興証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の口数を記載しています。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

52,000,000,000円(上限)

(注) 国内一般募集における手取金35,550,000,000円、海外募集における手取金15,300,000,000円及び本第三者割当による新投資口発行における手取金上限1,150,000,000円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は本日現在における見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

国内一般募集及び海外募集における手取金については、本投資法人が取得を予定している資産(以下「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当します。なお、本第三者割当による新投資口発行の手取金上限については、取得予定資産の取得に伴う借入金の返済の一部に充当します。

5. 配分先の指定

国内における引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本資産運用会社の株主であるケネディクス株式会社に対して、国内一般募集の対象となる本投資口のうち、5,000口を販売する予定です。

6. 今後の見通し

本日付で公表の「平成27年9月期及び平成28年3月期の運用状況の予想に関するお知らせ」をご参照下さい。

7. 過去に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	発行額(百万円)	発行後出資総額(百万円)	摘要
平成26年10月3日	150	150	私募設立

8. 売却・追加発行等の制限

(1) グローバル・オフリングに関し、ケネディクス株式会社に、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から国内一般募集の受渡期日以降180日を経過する日までの期間、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の売却等(ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。)を行わない旨を約するよう要請する予定です。

上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社は、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有す

ご注意: 本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

る予定です。

- (2) 本投資法人は、グローバル・オフアリングに関し、ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、発行価格等決定日から国内一般募集の受渡期日以降90日を経過する日までの期間、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の発行等（ただし、本募集、本第三者割当及び投資口の分割による本投資口の発行等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

- (3) 更に、上記(1)に記載の制限とは別に、ケネディクス株式会社は、本投資口を東京証券取引所に上場するに際し、同取引所の規則に基づき、本投資法人との間で継続所有に係る確約を行っており、本日現在における所有投資口を平成26年10月3日以後1年間を経過する日まで所有することとされています。

以上

* 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。